

## ご申請の方法について

記載例にそって申請書及び同意書に必要事項を記入し、本人及び配偶者の資産の確認に必要な書類を添付して、保険課にご提出をお願いします。

配偶者の住所が申請年の1月1日現在（1月から7月の間に申請される場合は申請年の前年の1月1日現在）、島本町外である場合は、配偶者の非課税証明書を添付してください（課税の場合、非課税証明書は発行できません）。なお、現金及び預貯金等の資産の申告に必要な添付書類は以下の表のとおりです。

所有する資産	左の資産を所有する場合、申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	所有するすべての通帳の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社の口座残高の写し
タンス預金（現金）	申請書の金額の記入が必要（添付書類不要）

### 注意事項

- ・ **本人及び配偶者の預貯金等の資産についてすべて記載し、その確認のための通帳等の写しを添付してください。**
- ・ 通帳等の写しは、金融機関等の名称・支店・口座番号・名義の分かる部分と、最終の残高がわかる部分の写しが必要です。最終残高は申請日にできるかぎり近い時点（直近2か月前まで）での写しを添付してください（A4用紙で写しを提出してください）。
- ・ 生命保険、不動産、自動車、腕時計や宝石等の貴金属、絵画や骨董品の動産は資産に含まれません。
- ・ 金・銀等の価格評価は、申請日の直近2か月前までの写し等により行います。
- ・ 負債（借入金・住宅ローン等）は、預貯金等から差し引いて計算しますので、その確認のため、借用書等の写しを添付してください。
- ・ インターネットバンクをご利用の場合、口座残高ページの写しを添付してください。
- ・ 負担限度額の認定を受けた後であっても、預貯金等の資産が条件を超えた場合や、配偶者の状況が変わった場合など、負担限度額認定申請事由に変更がある場合は、必ずお申し出ください。
- ・ 虚偽の申告により不正に負担限度額認定を受け、食費・居住費（滞在費）を受けた場合、支給された額及び最大で支給額の2倍の加算金を返還していただくことがあります。また、非課税年金の支給額を申告しないこと等により不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。